

「或る場所を占むる」(eine Stelle einnehmen)の意に用ふと云へば、之に *n* を加へて *reflective* の形としたるものなるべく、「定」に相當せしめたるものなるべくか。

(38) *turmaq* (存在する) 及び *turɣurmaq* (*turmaq* の *causative form* にして發生するの意) の二語は、漢文に對當の語を認むる能はず、漢文のものにも此等の十二語を十語とせるものあり、或は等しく十二語なるも其の間に各々相違の存するものあること校異に掲げたるが如くなれば、此の譯本の原本も亦た此等の語に於て他の諸本と異なるものありしやも知る可らず。

(39) *törü* は「法」、*süz* は「無し」なれば *törüsüz* は「法無き」の意なり、*uzig* は「優れたるもの」、「教師」の義、*bitig* は「文字」「書き物」の義なり、されど何故に此の十二種の文字に對して、「無法の」なる語を加へしかを知らず。

(40) *al čäviš* の二語はラドロフ氏によれば「方術」「機巧」(*List, Gewandtheit*)の意にして(*Kuan-ši-im Puser, S. 63.*) ミュラー氏譯の添品法經華普門品には此の語を「方便」の二語に對せしめたり、今之に従がふ。

(41) *ayu* は *ay+u* にして *ayu birür* は「語り與ふ」「意見を寄す」の意なり、此處にては、災禍を受けし人が邪師の許に至りて「種々の方便を相談する」の意なるべければ問ふと譯せり。此の語また第二百十五行にも見え、邪師が問ふ人に對して意見を與ふる意に用ゐたり。

(42) *sačir* は *sač* 即ち「撒く」(*streuen*) なる動詞より生ぜし語にして *Vambery* 氏の *Etymolog. Wörterbuch* によれば、此の意味よりして *Čagatai* 語にては「贈物」の意に用ふと、蓋し部下より君上に對する贈物は、普通道に撒かれたるものにして、之より此の語義を生じたるものなりといふ。*töküg* もまた *tök* なる動詞に「灌ぐ」(*giessen, ausgiessen*) の義あれば、之よりして *sačir* と同義に用ゐたるものなるべし、此等の二語は動詞として第百八十七行に用ゐられたり。

(43) *qavira* は別本には *qayira* と見ゆれども此の本の方正しかるべし、漢文の「偈」に當る語なるべけれど、今其の語義を知らず。

(44) *oquš* は *Uigurica, II. SS. 35, 36, 37* 等に *orus, oqus* として屢々見ゆる語にして、漢語の「姓」「種」に相當す、オルコン碑文に見ゆる *tgozogz* 即ち *toquz oruz* (*Rad. Die alttürkischen Inschriften d. M., S. 61.*) の *oruz* も、ラドロフ氏は民族の名として解かるれども、思ふに亦た此の語にして、*toquz* は九なれば、兩語を以て「九姓」の意に用ゐたるものなるべく、*očogz* 即ち *üč oruz* (同上、六十三頁) も亦た「三姓」に外ならざるべし、而して本文にては *yitinč oqušingatägi* 即ち「第七姓に至る迄」と見ゆ、これ漢文の「萬代」と相對すべきものにして、第七姓とは第七代目の子孫の意に用ゐたるものなるべし。原文に「萬代」とあるを「第七代」の語を以て譯したるは怪しむべきが如きも、たゞ長くの意にてかく譯せるか、或は原本に既に此の如く